

# 一般社団法人日本フロアボール連盟

## コンプライアンス部会規程

### (総則)

- 第1条 この規程は、一般社団法人日本フロアボール連盟(以下、「本連盟」という。)のコンプライアンス部会(以下、「部会」という。)について定める。
2. 部会は、定款第12章に基づく常設の専門部会とし、この規程により部会の設置並びにその運用に必要な事項を定める。

### (目的)

- 第2条 部会は、本連盟のコンプライアンスの推進に関する基本方針(以下、「基本方針」という。)の理念を実践するため、役員会の諮問又は部員の発案により、次の各事項のような日常業務において日々生起する業務や事象につきコンプライアンス推進の観点から検討し、日々の活動を通じて基本方針の理念を本連盟内に徹底・定着させることを目的とする。
- (1) 定款、倫理規程その他諸規程の違反などコンプライアンス違反(その疑いのある事象を含む)への対応
- (2) コンプライアンスの観点からの問題点の有無について、法務・コンプライアンス部や外部専門家等への照会・相談対応
- (3) その他コンプライアンスの実践・定着に有益な事項

### (構成、議長、決議)

- 第3条 部会の構成は、次の通りとする。
- (1) 部長 1名(代表理事をもって充てる)
- (2) 副部長 1名(部長が指名する)
- (3) 部員 4名以上(各部門長の推薦に基づき、役員会において選任する)
2. 部員は各部門から最低1名を選任するものとする。
3. 部会の議長は、部長とする。
4. 部会の決議は、部員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。但し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (種類)

- 第4条 部会は、定例部会及び臨時部会とし、部長が招集する。
2. 定例部会は、年に2回以上、半期毎に1回以上開催するものとする。
3. 臨時部会は、実際に部会で審議すべき事案が発生した都度開催する。部員は、必要によりいつでも部長に対して部会の開催を求めることができる。
4. 前条第4項の規程に関わらず、臨時部会においては、部長、副部長、各部門長の指名する部員により開催することができるものとする。部会が必要と認めるときは、部員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

### (議事録)

- 第5条 部会の議事については、その経過の要領及び結果を記載した議事録を作成する。
2. 前項の議事録は、原則として非公開とする。
3. 議事の内容及び結果については、役員会において報告されるものとする。

(変更)

第6条 この規程は、本連盟役員会の決議により変更することができる。

附則 この規程は、2024年4月1日から施行する。